

# 浜松未来総合専門学校後援会会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、浜松未来総合専門学校後援会という。

第2条 この会は、事務所を浜松市中区中央三丁目10番31号 浜松未来総合専門学校内に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 この会は、浜松未来総合専門学校の振興を図るとともに、近代的技術者を育成するための施設、設備の充実または学務完遂に協力することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校の施設、設備の充実に対する援助
- (2) 教育に関する研究の推進
- (3) その他会の目的を達成するに必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 正会員 学校在校生の父母等又はこれに代わる者で、会費を納めた者
- (2) 特別会員 本校卒業生で、会費1口3,000円以上を納めた者
- (3) 名誉会員 この会に対し、特に功労のあった者のうちから役員会の議決をもって推薦された者
- (4) 賛助会員 本校を援助する団体または、本校の振興に協力する者で、1口10,000円以上を納めた者

第6条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 役員および職員

第7条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上8名以内(うち会長1名・副会長2名)
- (2) 監事 1名

第8条 役員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総会において会員から選任された者
- (2) 浜松未来総合専門学校校長

- 2 理事および監事は、双方を兼ねることはできない。
  - 3 会長および副会長は、理事の互選により選任する。
- 第9条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、役員会を組織し、議案の審議にあたる。
  - 4 監事は、この会の業務および会計の監査をする。
- 第10条 この会の役員の前任期は、1ヶ年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の前任期は、前任者の前任期とする。
  - 3 役員は、前任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第11条 会長の任を終えた者で、役員会の推薦がある場合、会長は顧問及び相談役を委嘱することができる。
- 2 顧問及び相談役は、重要な事項につき役員会の諮問に答える。
  - 3 顧問及び相談役の前任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。
- 第12条 この会の事務を処理するため、会長は、校長に対し事務を委嘱することができる。

## 第5章 会 議

- 第13条 役員会は、随時会長が招集することができる。
- 2 役員会の議長は、会長とする。
- 第14条 役員会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって意志を表示した者は、出席者と見なす。
- 2 当該議事に対し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 役員会には、次の事項を付議する。
    - (1) 会長・副会長の選出
    - (2) 総会に付議する議案の審議
    - (3) 緊急事業の審議
    - (4) この会則の施行に必要な細則の制定および改廃
    - (5) その他この会の運営上必要と認められる事項
  - 4 役員会の議決は、招集による決議、書面による決議、電磁的記録による決議のいずれかによるものとする。
- 第15条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に、会長が招集する。
- 2 臨時総会は、役員会で必要と認められたときいつでも招集することができる。
  - 3 総会の議長は、会長とする。

第16条 総会の招集は、前もって会議に付議すべき事項および日時、場所を記載した書面をもって通知する。

第17条 通常総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 理事および監事の選出
- (3) 収支予算
- (4) 事業計画
- (5) 収支決算および事業報告
- (6) その他役員会において必要と認めた事項

第18条 総会は、会員の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的記録をもって意志を表示した者は、出席とみなす。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会の議決は、招集による決議、書面による決議、電磁的記録による決議のいずれかによるものとする。

第19条 総会での議決事項は、会員に通知する。

第20条 総会および役員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席理事2名以上が署名押印の上保存する。

## 第6章 会 計

第21条 この会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 会費 月額1,000円とする。
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第22条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、役員会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

第23条 この会の収支決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告と共に監事の意見をつけて役員会および総会の認定を受けなければならない。

2 この会の収支決算に余剰金があるときには、役員会の議決および総会の承認を受けて翌年に繰り越すものとする。

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 決裁の委嘱

第25条 会長は校長に会計事務の決裁を委嘱する。

2 決裁の委嘱範囲は、次のとおりとする。

(1) 事業計画で承認された50万円未満の事業は、校長が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。

(2) 事業計画で承認された50万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。

3 校長は教職員に対し、庶務並びに会計処理を委嘱することができる。

## 第8章 細 則

第26条 この会則施行についての細則は、役員会の議決を得て別に定めることができる。

### 付 則

- 1 この会則は、昭和60年4月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成8年5月25日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年5月24日から施行する。
- 4 この会則は、平成17年5月21日から施行する。
- 5 この会則は、平成18年5月20日から施行する。
- 6 この会則は、平成19年5月26日から施行する。
- 7 この会則は、平成23年5月21日から施行する。
- 8 この会則は、平成24年5月19日から施行する。
- 9 この会則は、令和3年5月19日から施行する。
- 10 この会則は、令和4年5月28日から施行する。
- 11 この会則は、令和5年5月28日から施行する。